

# 自治会館使用規則

平成19年 4月21日施行  
奈良二丁目自治会

(目的)

第 1 条 1. 奈良二丁目自治会館(以下「会館」という)を使用するときは、本規則に従うものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 1. 当自治会が主催または企画する行事  
2. 当自治会の指定する、行政の支持する団体の行事  
3. 当自治会員の親睦のための行事及び他自治会等が使用する場合

上記の使用に関する許可は原則として役員会で決定する。ただし慣例にのっとり通常の使用の許可については役員会は管理運営委員会にその決定を委任することができる。なお公序、良俗に反する会合、およびこの会館の使用目的に反する会合には承認を与えない。

(使用料金)

第 3 条 1. 第2条3項に該当する行事による会館の使用については有料とする。  
なお、使用料については(別紙 2)に定める。

(使用申込み)

第 4 条 1. 所定の使用申込書(別紙 1)に必要事項を記入し、直接、管理運営委員会の指名(別途、通知する)する管理担当役員に提出する。  
2. 使用責任者は原則として当自治会員に限る。  
3. 使用料金は申込み時に支払う。  
4. 使用承諾書の発行後、使用取消の場合には、使用料金の半額を返却する。

(使用)

第 5 条 1. 使用責任者は使用開始時に使用承認書を提示し、鍵を保管する管理担当役員から鍵を受け取り、使用する。  
2. 使用終了時にはチェックシート(別紙 5)に必要事項のチェックと記載をして、所定の保管場所にチェックシートを収納、鍵は管理担当役員に返却するものとする。

(注意義務)

第 6 条 1. 使用に当たっては、建物、備品等を丁寧に取り扱い、火災予防、清潔に留意し、机、座布団、湯茶等の用意及び後片付け、清掃は使用者が行う。  
2. 使用責任者は、火気の点検、戸締りについては厳重に行い、チェックシート(別紙-5)によってこれを確認しなければならない。  
3. 使用者が出すゴミ類は必ず責任をもって処理し、会館内に放置しない。  
4. 会館内は、原則として「全面禁煙」とする。  
5. 会館内等の異常を発見した場合は、速やかに、管理担当役員に連絡をする。

(弁財)

第 7 条 1. 使用中、建物、備品等を損傷または紛失した場合は、使用責任者は管理担当役員に届け出て実費を弁償しなければならない。鍵を紛失した場合、使用責任者は鍵一式を取り替えなければならない。

(使用時間)

第 8 条 1. 使用時間は原則として午前9時より午後9時までとする。

(優先順位)

第 9 条 1. 使用の優先順位は自治会行事を優先する。

(清掃)

第 10条 1. 会館内外の清掃は原則として第6条によるが、そのほかに役員会の決定に従い行う。

(その他)

第 11条 その他、本規則に定めなき事項については役員会において決定し、会員に連絡する。

付 則 この規則は平成19年 4月21日から施行する。

改 定

# 奈良二丁目自治会館 使用申込書 (別紙 1)

受理 No. \_\_\_\_\_

注) 受付日時 月～金 午後3時まで

使用者又は団体名	
使用人数	名
使用目的	
行事区分 (○印を付与)	1. 自治会の公的行事 2. 会員の公的行事 3. 自治会員の親睦行事
使用日と時間帯 (○印を付与)	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで
使用範囲	
使用料金	円

上記の通り使用申込みいたします。

奈良二丁目自治会 会館 管理担当役員殿

年 月 日

使用責任者:住所

氏名

Ⓜ

電話 ( \_\_\_\_\_ )

----- キリトリ線 -----

発行 No. \_\_\_\_\_

## 奈良二丁目自治会館 使用(承認/不承認)書

年 月 日

殿

貴殿より 年 月 日付で、申込みのありました奈良二丁目自治会館の使用について、上記の通りといたします。

使用日と時間帯 (○印を付与)	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 から 午前・午後 時まで
使用範囲	
使用目的	
使用料金	円 受領印:

### \* 留意事項

1. 自治会館の使用規則を遵守するよう全員に徹底してください。
2. 万一、会館における事故発生時は、使用者の責任において解決に努めてください。
3. 本書をもって領収書といたします。
4. 使用の際は、本書を鍵保管人に提示したうえで、鍵を受け取ってください。

奈良二丁目自治会 会館 管理運営委員会

Ⓜ

## 自治会館使用料金表（別紙 2）

平成19年 4月21日施行

使用時間区分	区分	半日(4時間未満)	一日(4時間以上)
使用料金	(A)会員主体の活動	1,000円	2,000円
	(B)他自治会へ貸出	2,000円	4,000円
	(C)会費徴収会の場合	(5,000円)	(10,000円)

### {説明}

1. 使用時間  
原則として、午前9時より午後9時までとする。  
夜間の時間延長は認めない。
2. 自治会が企画する行事から発展して会員の自主活動として続ける場合は、会館使用料を支払わなければならない。
3. 料金表のうち、カッコ内の料金は月謝を徴収する教室に使用する場合に適用する。
4. 継続的に使用する場合は、3ヶ月ごとに使用申請・許可の見直しをし、できうる限り多くの人々に使用の機会を与える為に3ヶ月を越えての使用を許可しないことがある。
5. 使用の範囲と使用料金の区分は下記の通りとする。

区 分	行 事 内 容
(1)	* 自治会が主催または企画する活動(総会・役員会・部会・班会議等)の使用は、 <b>無料</b> とする。
(2)	* 行政の支持する団体(子供会・老人会・公園愛護会等)使用の場合は、 <b>無料</b> とする。
(3)	* 自治会員相互の親睦の為の行事には、継続的ないこ事の教室の使用を認めるが、 <b>有料</b> とする。(使用料金の(A)を適用する) * 他の近隣自治会の主催または企画する行事の使用も認めるが、当該自治会長の申請(使用責任者も会長)の場合に限り使用を認める。 但し、 <b>有料</b> とする。(使用料金(B)を適用する)
(4)	* 会費(月謝)を徴収する教室に使用する場合は、 <b>有料</b> とする。 (使用料金(C)を適用する)